

LSTR 3Mix-MP 療法専門医認定制度規則

第1条（総則）

本制度は、LSTR 3Mix-MP 療法の専門知識・臨床技能を有する歯科医師により、歯科医療の高度な水準の維持と向上を図り、保健福祉に貢献することを目的とする。

第2条（目的）

前条の目的を達成するためにLSTR 療法学会はLSTR 3Mix-MP 療法専門医認定制度を設け、必要な事業を行う。

第3条（専門医・指導医）

専門医は、LSTR 3Mix-MP 療法の治療技術が一定水準に達していることをLSTR 療法学会が認めた資格である。
指導医は、LSTR 3Mix-MP 療法を歯科医師やコデンタルスタッフ、一般国民に指導できる者を指す。

第4条（専門医申請資格）

専門医の資格を申請できる者は、次の各項の全てを満たすことを必要とする。

- (1) 歯科医師の免許を有すること
- (2) 申請時において、3年以上引き続きLSTR 療法学会の会員歴を有すること
又は、CDRG 友の会に引き続き5年以上在籍している者
- (3) LSTR 3Mix-MP 療法実習セミナー・基礎コースの受講者
- (4) 実習セミナー受講後3年以上、LSTR 3Mix-MP 療法の治療実績を積むこと
- (5) LSTR 療法学会が行う専門医認定試験に合格すること

第5条（指導医申請資格）

指導医は、LSTR 3Mix-MP 療法の実績を10年以上有するLSTR 療法学会会員の中から認定委員の推薦をもって、申請資格を有する。

第6条（認定審議会）

- (1) 認定審議委員は、理事会で選出し、会長が委嘱する。
- (2) 会員から専門医申請、指導医申請がLSTR 療法学会にあった時、認定審議会が認定試験を行い、結果を会長に報告する。
- (3) 認定審議会の議事は、満場一致をもって決する。

第7条（専門医、指導医の特例）

本療法の発展に必要な場合、本規定の基準によらず、認定審議会が専門医あるいは指導医を推薦し、理事会が決定することができる。

第8条（認定試験）

専門医試験は次の内容とし、詳細は専門医認定試験要項に定める。

1. 筆記試験および実技試験
2. LSTR 療法学会学術集会でのケースプレゼンテーション
3. LSTR 3Mix-MP 療法の成功症例の提出
4. 試問（指導医のみ）

第9条（筆記試験および実技試験の受験資格）

- (1) LSTR 療法学会に引き続き3年以上の会員歴、もしくはCDRG 友の会に引き続き5年以上の会員歴を有している者。
- (2) 上記資格を有する者で、受験を希望する者は、事務局に受験料を添えて受験申請書を提出しなければならない。
- (3) 筆記試験、実技試験は、年1回LSTR 療法学会学術集会の日に行う。

第10条 (LSTR 療法学会学術集会でのケースプレゼンテーション)

LSTR 療法学会学術集会でのケースプレゼンテーションを行う時点で、LSTR 療法学会会員でなければならない。

第11条 (資格申請)

専門医・指導医の資格を得ようとする者は、LSTR 療法学会に登録料を添えて申請書を提出しなければならない。

第12条 (登録と登録料)

- (1) LSTR 療法学会は、認定試験の合格者に対し、認定証を交付し、登録を行い、総会において報告する。
- (2) 専門医・指導医は、所定の登録料を支払わなければならない。

第13条 (資格の変更)

- (1) 専門医、指導医は5年間とし、更新を望む際には所定の手続きを要する。
- (2) 資格の更新に当たっては、認定期間5年の間に別に定める研修を必要とする。

第14条 (更新時の研修)

- (1) 専門医、指導医は、LSTR 療法学会で2回以上の発表を行うこと
- (2) 認定審議会での適否判定

第15条 (資格の喪失)

専門医、指導医は次の各号の一つに該当するとき、認定審議会の議を経て、その資格を失う。

1. 本人が資格の辞退を申し出たとき
2. LSTR 療法学会あるいはCDRG友の会の会員の資格を喪失したとき
3. 資格更新の手続きを行わなかったとき
4. 認定審議会が専門医、指導医として不適当と判断したとき

第16条 (再申請)

専門医、指導医が資格喪失後、再び資格を得るためには第8条の認定試験を受けなければならない。

第17条 (規則の改正)

この規則の改正は、理事会の議決による。

第18条 (その他)

ここに定められていない事項は、理事会の協議により決定する。

本規則は、2007年4月1日より改訂施行する。